

## 令和8年度岡山県診療所等賃上げ対策補助金交付要綱（診療所等分）

（趣旨）

第1条 令和8年度岡山県診療所等賃上げ対策補助金（診療所分）（以下「補助金」という。）の交付については、「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（令和8年2月26日付け医政発0226第11号、医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知の別紙）、「令和8年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱」（令和8年4月1日付け厚生労働省発医政0401第1号厚生労働省発医薬0401第42号厚生労働事務次官通知の別紙）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 本事業は、医科診療所、歯科診療所及び訪問看護ステーション（以下「診療所等」という。）の従事者の処遇改善につなげるため、賃上げに必要な経費を補助し、確実な賃上げに繋げることを目的とする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）岡山県内に所在する。
- （2）健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある。
- （3）申請時点で、予定を含め、廃院・廃止をしていない。
- （4）令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。以下同じ。）を届け出ている。ただし、制度上、令和8年3月1日時点で届出を提出することができない診療所等は、令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を令和8年6月1日時点で届け出ていることとする。
- （5）県税に未納がない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付申請ができないものとする。

- （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、対象職員（診療所等の管理者を除き、補助対象者と労働契約を締結しているもの。以下同じ。）の賃金について、次の各号の賃金改善をした場合の経費（賃金改善による法定福利費等の事業主負担分を含む。）の合計額とする。

ただし、賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）の支給を受けた場合、その額を除く。

- (1) 令和7年12月から令和8年5月まで、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げで定期昇給によるものを除く。以下同じ。）を実施した場合の経費
- (2) 令和7年12月から令和8年3月までの最大4ヶ月分の一時金又は特別手当を令和8年3月までに対象職員に支給し、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを令和8年5月まで実施した場合の経費
- (3) 令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して令和7年4月から11月までの間に2.0%を上回るベースアップを実施している場合、令和7年12月から令和8年5月までの間に支給した当該2.0%を上回る部分の経費

2 前項のベースアップは、令和8年6月1日以降も維持又は拡大しなければならない。  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号の額と、補助対象経費を比較し、少ない方の額とする。

(1) 有床診療所

使用許可病床数（医療法（昭和23年法律第205号）第27条の使用許可を受けた令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、令和7年度岡山県病床数適正化支援事業給付金を受給した上で同月2日以降に削減した病床数を除く。以下同じ。）あたり7万2千円。ただし、使用許可病床数が2床以下の診療所については、次号の額とする。

(2) 無床診療所（医科・歯科）

1 施設あたり15万円

(3) 訪問看護ステーション

1 施設あたり22万8千円

2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数があるときは、それを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和8年8月3日までに、交付申請書兼実績報告書・請求書（様式第1-1、1-2又は1-3号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定に基づく申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、補助金を交付する。

(調査等の協力)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、知事が調査等を実施する場合、その求めに応じ、補助金の交付決定の日の属する年度の終了後5年間、協力するものとする。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、補助金を交付した後に補助対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金を受給した者に対して、補助金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 補助金を受給する権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月27日から施行する。